

令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	新居浜市	西条市	大洲市
対象となる治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般不妊治療:人工授精</li> <li>不育症検査・治療:医療保険各法に基づく給付の対象とならないもの</li> <li>特定不妊治療:体外受精、顕微授精、男性不妊治療</li> </ul>	<p>県が指定した医療機関において行われた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び男性不妊治療</p>	<p>特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)</p>
助成金の上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般不妊治療:人工授精に要した費用、上限5万円</li> <li>不育症・治療:治療開始日が令和2年4月1日以降で、不育症検査・治療に要する費用、上限5万円</li> <li>特定不妊治療:治療に要した費用から愛媛県の助成額を引いた額。治療終了日が令和2年3月31日以前の場合、上限5万円。治療終了日が令和2年4月1日以降の場合、上限20万円。</li> </ul>	<p>1回の治療につき、5万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。</p>	<p>1回の治療につき5万円まで。また、男性不妊治療を行った場合は1回につき5万円まで合わせて助成する。</p>
対象者	<p>次のすべてに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>夫婦いずれも又はいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する法律上の夫婦</li> <li>夫婦いずれもが新居浜市税等を滞納していないこと</li> <li>治療開始時の妻の年齢が43歳未満</li> <li>愛媛県の決定通知を受けて1年以内であること(特定不妊治療のみ)</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象であること。</li> <li>夫婦のどちらかが本市の住民基本台帳に記載されており、市内に1年以上住所を有していること。</li> <li>市税等を滞納していないこと。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象であること。</li> <li>夫婦共に本市の住民基本台帳に記載されており、大洲市内に1年以上住所を有していること。</li> <li>市税を滞納していないこと。</li> <li>夫婦の前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。</li> <li>妻の年齢が、治療開始日において満43歳未満であること。</li> <li>治療が終了した年度内の申請であること。</li> </ol>
所得制限	<p>前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。</p>	<p>前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満</p>	<p>前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満</p>
助成回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般不妊治療:通算2回まで</li> <li>不育症検査・治療:制限なし</li> <li>特定不妊治療:治療開始時(初回申請分)の妻の年齢が①40歳未満の場合、43歳になるまでに通算6回まで、②40歳以上43歳未満の場合、43歳になるまでに通算3回まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。</li> </ul>
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般不妊治療:初回治療日から1年以内(同年度内2回申請可)</li> <li>不育症検査・治療:一治療期間ごとに治療終了日から1年以内</li> <li>特定不妊治療:愛媛県の特定不妊治療費助成事業承認決定通知書発行日から1年以内</li> </ul>	<p>R2.3.1までは治療が終了した年度内。 R2.3.2より、県承認決定通知書の日付から1年以内。</p>	<p>治療が終了した年度内</p>
申請窓口	<p>新居浜市保健センター</p>	<p>西条市中央保健センター</p>	<p>大洲市保健センター</p>